

バイオメディカル・ファジィ・システム学会会則

平成 7 年 11 月 1 日(制定)

平成 9 年 10 月 25 日(改訂)

平成 11 年 12 月 7 日(改訂)

平成 12 年 2 月 1 日(改訂)

平成 19 年 8 月 4 日(改訂)

(総則)

第 1 条 本学会はバイオメディカル・ファジィ・システム学会 (Biomedical Fuzzy Systems Association, 略称: BMFSA) とする。

(目的及び事業)

第 2 条 本学会は、人間生活の福祉に深く関わる 医療、健康、教育などに対して、またそれらを対象とする生物学、医学、農学、教育学 などの学問に対して、ファジィ理論、ニューラルネットワーク理論、カオス理論、ジェネティックアルゴリズム理論 など いわゆるソフトコンピューティングからの接近による研究によって、学問的および科学技術的な推進を図ることを目的とする。また、その研究の普及、研究者相互の交流を促進し、かつ、外国の研究者及び団体との交流をも図ることを目的とする。

第 3 条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 研究発表会、講演会、シンポジウムの開催、年次大会、地方研究会などの開催
- (2) 邦文学会誌、英文学会誌、年次大会論文集、各種資料の刊行
- (3) 外国の関連学会との連絡及び協力
- (4) その他、前条の目的を達成するための必要な事業

(所在地)

第 4 条 本学会の事務局を「事務局に関する内規」で定める。

(会員)

第 5 条 本学会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員…第 2 条にあげた研究に従事する者、またはそれに関心を有する者
- (2) 学生会員…大学学生 (大学院生を含む) あるいはこれに準ずる者
- (3) 賛助会員…本学会の目的に賛同し、その事業に財政的援助をする個人または団体

第 6 条 本学会に正会員または学生会員として入会しようとする者は、正会員 1 名の紹介を必要とする。

第 7 条 学会費として正会員は 年額 6 0 0 0 円、学生会員は 1 0 0 0 円、賛助会員は 1 0 3 0 , 0 0 0 円以上を毎年 1 0 月 1 日までに納入しなければならない。

第 2 項 中途入会の場合の学会費についても、前条と同じ金額とし、学会費納入以降 会員となる。

第 3 項 中途退会の場合の学会費は返却しない。

第 8 条 学会費を 2 年以上滞納した者は、退会したものとみなすことができる。

第 9 条 会員は次の特典を受ける。

- (1) 本学会が刊行する学会誌及び資料の配布を受けること。
- (2) 本学会の行う事業の通知を受け、これらに参加すること。
- (3) 会則及び別に定める規則により、本学会役員の選挙権及び被選挙権を得ること。

第 10 条 特に功績があり、理事会で推薦され、総会で承認された会員に「名誉会員」の称号を贈ることができる。この場合は本人の申し出により会費を免除することができる。

(役員)

第 11 条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、副会長 2 名
- (2) 理事 4 名以上 1 0 名以内
- (3) 評議員 8 名以上 2 0 名前後
- (4) 監事 2 名
- (5) 顧問 (会長経験者)

第12条 評議員を除く役員は正会員の中から正会員の直接選挙により選出する。

第2項 選挙の詳細については、選挙管理規定を別に定める。

第13条 会長は本学会の業務を総理し、本学会を代表する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けた時は、その職務を代行する。

第3項 監事は本学会の事業及び会計の監査を行う。

第14条 本学会の役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第15条 役員に欠員が生じた時は、理事会の議決により後任を補充することができる。後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、理事、顧問をもって組織する。

(2) 理事会の議長は会長がつとめる。

(3) 監事及び顧問をオブザーバとして理事会に出席させることができる。

第17条 理事会は次の事項について議決する。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 会務の執行に関する事項

(3) 総会の権限に属する事項以外の事項

(4) その他、会長が必要と認めた事項

(評議会)

第18条 評議員は理事会によって選任され、評議会は、会長、副会長、評議員をもって組織する。

(2) 評議会の議長は、会長がつとめる。

(3) 監事、顧問、および理事をオブザーバとして評議会に出席させることができる。

第19条 評議会は次の事項について評議し、実行する。

(1) 会の運営状況に関する評価

(2) 会の活性化を図るための企画

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(総会)

第20条

第2項 総会は通常総会と臨時総会とする。総会は正会員、学生会員及び賛助会員の中 の個人会員をもって組織する。

第21条 通常総会は毎年1回 会長が召集する。

第2項 臨時総会は理事会または監事が必要と認めた時、会長が召集する。また、会長は正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面による承諾があった時は、これを召集しなければならない。

第3項 通常総会を召集するには、少なくとも6週間以前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は出席正会員の互選によって定める。

第22条 総会はこの会則で定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) その他、本学会の運営に関する重要な事項

第23条 総会は正会員現在数の5分の1が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

第24条 ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者または表決の委任者は出席とみなす。第2項総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計年度)

第25条 本学会の会計年度は、毎年11月1日より、10月31日までとする。

(会則の改廃)

第26条 本会則の改廃は総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。